

# 最低賃金と生活保護<sup>1</sup>

---

—逆転現象の解消に向けて—

関西学院大学経済学部 上村研究室

寺下真里菜<sup>2</sup>・樋口翔太・野崎景子・奥山佳奈

西谷早希・増田京平・松本夏実

---

<sup>1</sup>本稿は、2013年11月23日、24日に開催される、WEST論文研究発表会2013に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

<sup>2</sup>代表者(寺下真里菜)の連絡先：[avd21545@kwansei.ac.jp](mailto:avd21545@kwansei.ac.jp)

## 要旨

本稿では生活保護と最低賃金の現状を分析し、そこで明らかになった逆転現象をいかに解消するかを目的とする。

本稿の問題意識のきっかけは、2012年7月10日に厚生労働省が中央最低賃金審議会の小委員会で行った報告である。その内容は、最低賃金が時給に換算した生活保護水準を下回る「逆転現象」が11都道府県で起きているというものであった。本稿は、この報告を元に逆転現象の現状を追及した。

まずは現状の把握が必要であるが、そこに至る前に先行研究を参考にすることで本稿の位置づけを明確にした。全部で4つの先行研究をとりあげた。駒村(2003)では、生活保護基準に基づく低所得世帯の推計を行い、生活保護制度が捕捉している低所得世帯の割合の捕捉率と、その地域間格差について分析している。石橋・長・坂口(2009)では、最近の生活保護基準の見直しの動きとその妥当性について検討している。安部・玉田(2007)では、最低賃金が生活保護給付額に比較して低いことが、中年男性の就業率の地域差と関連しているかを検討している。國枝(2008)では労働意欲に負の影響を与える生活保護制度に代わる制度として、「負の所得税」構想と勤労所得控除制度に注目している。

次に現状分析を行った。はじめに生活保護ならびに最低賃金がどのように定められているかを確認した。その際、厚生労働省及び兵庫労働局にヒアリングを行った。そこで対象世帯を特定し、最低賃金で働いた場合と生活保護で生活した場合の可処分所得を求めた。実際にヒアリングで得た数値をもとに、都道府県別の級地による地価の差異などを考慮した上で計算を行った。そして逆転現象が本当に起こっているかの検証を行った。

実際、逆転現象が起こっている都道府県においては、生活保護費の引き下げあるいは最低賃金の引き上げを行うことによって、逆転現象を解消できるかのシミュレーションを行った。

最後に、本稿の分析結果による政策提言を行った。本稿のシミュレーションの結果によると、逆転現象解消に必要な生活保護引き下げ率は最高で42%である。この生活保護給付額で生活保護受給者が生活を送ることは可能かどうかを今後検証する必要がある。また、逆転現象の計算の年齢のターゲットを引き上げるべきである。現在、厚生労働省は最低賃金の対象世帯を12~19歳の単身世帯としているため、生活保護費もその世帯にあわせて計算を行った。

しかし逆転現象を引き起こし、就労の問題を抱えているのは12~19歳の男女ではなく、20~40歳の世帯だと考えられる。そのため対象年齢の変更を検討する必要性がある。

今後、本稿で述べた分析方法を元に、より現実的な逆転現象の実態を明らかにし、その解消に向けて研究を進めていく。

# WEST 論文研究発表会 2013

## 1. はじめにー逆転現象についてー

---

本節では、逆転現象の現状・問題意識について報告する。

まず現状についてだが、最低賃金で働き続けた場合と生活保護の給付額を比べた場合、いくつかの都道府県においては、生活保護給付額の方が高い。全ての都道府県で最低賃金での収入額が下回るわけではないが、いくつかの都道府県では「逆転現象」が起きているという事実がある。以下、近年の「逆転現象」の経緯について述べる。

### (1)2012 年度

2012年7月10日、厚生労働省は、中央最低賃金審議会の小委員会で報告した最低賃金が、時給に換算した生活保護水準を下回る「逆転現象」が11都道府県で起きていることを明らかにした。逆転現象は、2011年度は北海道、宮城、神奈川の3道県であったが、2012年はさらに青森、埼玉、千葉、東京、京都、大阪、兵庫、広島の8都道府県で発生した。11都道府県の生活保護水準と最低賃金の差額は30～50円であった。

最低賃金は、国の中央最低賃金審議会が毎年目安を決定する。2012年は、最低賃金の目安は全国平均で7円引上げを決定し、平均時給は744円になった。しかし、2012年9月10日の中央審議会において、東日本大震災の復興需要・景気の持ち直しにより5円上乗せの12円の引上げを決定し、全国平均時給は749円となった。上昇額が10円を超えたのは2年ぶりとなった。

逆転の完全解消は2013年へ見送られており、このうち解消する府県は、青森、埼玉、千葉、京都、兵庫である。最低賃金改定後も逆転が続く都道府県は、北海道、宮城、東京、神奈川、大阪、広島である。

### (2)2013 年度

2013年8月6日に行われた厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、2013年度の最低賃金の引上げ目安を全国平均で14円とすることを決定した。早期のデフレ脱却には所得の底上げが欠かせないと政府の意向を受け、大幅引き上げに踏み切った。「逆転現象」は、2013年度中に北海道を除いて解消する見込みと言われている。目安を基に計算すると、全国平均の最低賃金で時給763円となる。今回の目安を基に今後、各都道府県の地方審議会が地域別の実額を決める。改定後の最低賃金は10月ごろから適用される。

最低賃金法では、生活保護との逆転を是正するよう求められている。それにも関わらず、現実では逆転現象が解消していない都道府県も多い。また、家賃の高い大都市圏での受給世帯の増加などで、生活保護の平均給付額は毎年増加する傾向にある。最低賃金の引き上げで逆転現象の解消を目指しているが、いちごっこの状態が起きている。

以上の現状を踏まえて、本稿の問題意識は次の通りである。生活保護制度の目的とは、生活に困窮する者に対し、その困窮に応じて必要な保護を行うこと、また、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、将来の自立の助長を図ることである。つまり、国民が安心して生活できるようにするための最後のセーフティネットが生活保護制度である。

一方で、就労によって最低限度の生活が営めることを保障しているのが、最低賃金制度である。しかしながら、生活保護制度と最低賃金制度が最低生活保障を目標として、その違いが就労の有無にあることから、いくつかの問題点が指摘されている。

具体的には、現在の日本では、最低賃金が生活保護給付額を下回る都道府県が存在するという現状が注目されている。最低賃金で働いて得られる収入が生活保護で得られる額を下回っている

## WEST 論文研究発表会 2013

ため、就労へのディスインセンティブが働き、就労能力があるのにも関わらず生活保護を受給する人々が増加していることが大きな問題となっている。最低賃金と生活保護の逆転現象が、就労のディスインセンティブとなることについては後述する。

逆転現象の存在は、国が目指している就労を前提とし、最後のセーフティネットとしての生活保護という2つの制度の役割が十分果たせていないことを意味する。したがって、いま一度、最低賃金と生活保護それぞれについて調べ、そして、双方の関係性を分析し、この問題について詳しく研究する必要がある。

そこで本稿は、逆転現象の実態について研究を進める。後に述べるように、厚生労働省が発表している逆転現象の乖離額は、12～19歳の単身世帯に限定されている。しかしながら、12～19歳で就労する人々は、それほど多くはないと考えられる。むしろ、20歳以上の人々にとって、生活保護制度と最低賃金制度の整合性があるのかどうか、重要だと考えられる。そこで本稿は、逆転現象の対象を広げて、逆転現象の計測を行う。その結果から、逆転現象を解消するために必要な政策について考察する。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では先行研究及び本稿の位置づけ、第3節では制度の概要と逆転現象の分析、最後の第4節では、本稿の分析結果にもとづき、今後に必要な政策を提言することで、本稿のむすびとする。

## WEST 論文研究発表会 2013

# 2. 先行研究及び本稿の位置づけ

本稿と関連が深い先行研究を紹介し、本稿の位置づけを明確にする。

第一に、駒村(2003)では、生活保護基準に基づく低所得世帯の推計を行い、生活保護制度が捕捉している低所得世帯の割合の捕捉率と、その地域間格差について分析している。生活保護基準に基づく低所得世帯率は、1984～1999年までの16年間4時点で計測し、『全国消費実態調査』個票データを使用している。

また、性別・就業形態・年齢別、有業者人数別、世帯人数別、金融資産・通貨性預金保有、住宅状況、ローン返済状況、耐久消費財の保有差状況を加味して分析されている。以上の条件で統計をとると、低所得世帯が若年層で増加していることが分かった。これは若年層で生活保護給付率が高いことに相当する。

さらに、また過度な金融資産制限は、生活保護対象者を消滅させてしまう可能性があること、生活保護の捕捉率は10～25%程度で推移しており、捕捉率の地域間格差が安定的に存在することも分かる。以上の分析結果より駒村(2003)は、今後必要な政策インプリケーションとして若年低所得世帯への支援、最低所得水準の見直し、金融資産・耐久消費財の保有問題への取り組みを挙げている。

したがって「貧困の罨」の解消のためには、本稿においても就労が可能な若年層に注目することが重要であり、適切な生活保護給付水準や方法を模索することが求められる。この点は、本稿の分析でも考慮する。

第二に、石橋・長・坂口(2009)では、最近の生活保護基準の見直しの動きとその妥当性について検討している。生活扶助基準算定方式の歴史的変遷、現在の生活扶助基準の具体的な種類と金額、老齢加算・母子加算廃止に関する司法的判断をデータとして利用している。

これまでの生活扶助基準の算定方式、現行生活扶助水準と一般低所得世帯との均衡問題、望ましい扶助算定方式のあり方、老齢加算・母子加算廃止をめぐるいくつかの訴訟、就労自立支援プログラムにおける稼働能力活用要件の適用(生活保護法4条1項)といったそれぞれの分野に分け、問題点を個別に取り上げている。デフレによる給与額減少にも関わらず、生活保護基準額はほぼ一定であり、大幅な改正もなく存続してきた生活保護制度のこれからについて考えている。

石橋・長・坂口(2009)によれば、生活扶助基準については、現在の水準均衡方式のもとで、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかどうかを見極めるべきとある。そのために開催された「生活扶助基準に関する検討会」報告書では、「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的尺度である生活保護基準を、明確に表すことの困難さが伺える。また、水準均衡方式は相対化した考え方であるため、国民の消費水準が低下した場合、生活扶助基準も低下するという考え方ができるわけであるが、必ずしもそうならなかった背景には、政策的な判断による一定の配慮が働いてきたとされている。

第三に、安部・玉田(2007)では、最低賃金が生活保護給付額に比較して低いことが、中年男性の就業率の地域差と関連しているかを検討している。安部・玉田(2007)では、様々な指標を用いて地域差を分析している。最低賃金で働いたときに得られる収入、生活保護給付額、平均パート賃金から得られる収入、低賃金労働から得られる収入などからその指標を導き出している。

そして、最低賃金とパート賃金の分布をグラフ化している。その分布の関係から、最低賃金はパート賃金分布の低賃金部分に影響を与えているが、それには地域差が大きいこと、またその地域差の在り方が1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく変化したことが示された<sup>3</sup>

<sup>3</sup>最低賃金、地域の平均パート賃金でフルタイム就業した時の収入と生活保護額の比をみると、都道府県間の地域

## WEST 論文研究発表会 2013

次に、このような低賃金労働から収入÷生活保護給付額指標の地域差が、男性の就業率の地域差にどのように影響しているかを都道府県別のデータから検討している。その結果、中年男性の就業率に対して最低賃金から得られる収入÷生活保護給付額の指標はほとんど影響を与えない反面、パート賃金から得られる収入÷生活保護給付額の指標はプラスの影響を与えられていることが示された。

したがって、最低賃金の上昇が中年男性の就業率を上昇させるためには、それによって低賃金労働市場の賃金を大きく上昇させることが必要であろう。これらの事実を過去の日本における最低賃金の経済的機能の実態として把握しておくことは、今後の最低賃金制度の在り方を考えるうえで有意義であろうと思われる。

第四に、國枝(2008)では基本的には最低所得保障制度である、我が国の生活保護制度の存在は個人の労働意欲を失わせると、予算制約式を用いて指摘する。労働意欲に負の影響を与える生活保護制度に代わる制度として、「負の所得税」構想と勤労所得控除制度に注目している。

分析手法としては、予算制約式をグラフ化、個人の効用を最大化する点を示し、「負の所得税」構想導入後と比較し、負の所得税の有する効果を示している。勤労所得控除制度に関しては、勤労促進・再移出削減に焦点を当てただけでなく、低所得者の余暇を含めた効用がどれだけ増加するのかに注目している。分析の結果、現行の生活保護制度では、就労のインセンティブが阻害され、貧困の罠に陥るケースが考えられる。

また、負の所得税導入は労働供給の減少、つまりワーキングプアへの影響が考えられるため、就労を前提とした勤労所得税額控除のような形の公的扶助政策が社会厚生上は最適であるとする。現行の生活保護制度は負の影響を与えており、代替制度を考える必要性があるという点を本稿の分析でも考慮する。

第五に、道中・杉本(2006)では、K市において行われた就労支援事業の2003年度および2004年度の実態調査を用いて、就労支援対象者の学歴、収入、支援の効果について考察している。この就労支援事業は、被保護世帯の稼働年齢層のうち稼働年齢層のうち稼働阻害要因のない者で、特に就労支援を実施することでより自立の期待可能性が高いケースを一定条件のもとで選定し、職業相談業務の実務経験のある専門の就労支援相談員が幅広い就労支援を行うことにより、被保護者の自立を図ろうとするものである。

この調査において道中・杉本(2006)は、就労自立の困難性に対する要因の1つとして、最低賃金レベルで働いた場合に得られる所得より、生活保護を受けた場合の収入の方が高いことが可能性として挙げられ、就労に対するインセンティブが機能していないと述べている。例えば、単身者の住宅扶助費を含めた生活保護法の最低生活費と、最低賃金法の最低賃金とを比較した場合、生活保護の方が相当高く、労働者の生活安定を目的とした最低賃金法がうまく機能していないと考えられる。

また、道中・杉本(2006)は多くの低所得者が、稼働収入を得てもその収入は期待される額に届かず、最低生活費以下の額であることから、ワーキングプア層の地位から移動できず、生活保護から脱却できない被保護世帯が多く存在すると指摘する。以上の見解は本稿が問題視する最低賃金と生活保護の逆転現象が就労へのディスインセンティブとなっていると考えられる。

ただし、以上の先行研究は、必ずしも最低賃金制度と生活保護制度の逆転現象に注目しているわけではなく、本稿の問題意識である単身世帯における逆転現象の想定拡大について考察しているわけではない。そこで本稿は、続く節において、逆転現象の計測と最低賃金の引上げがもたらす影響について分析を行う。

---

差、都道府県内の地域差が共に存在していることがわかった。

## WEST 論文研究発表会 2013

# 3. 逆転現象に関するデータ分析

前節では、先行研究を調査し、本稿の問題意識が生活保護制度と最低賃金制度の逆転現象にあることを示した。本節では、逆転現象に関するデータ分析を行う。その前に、分析対象である生活保護制度と最低賃金制度の概要について述べる。その後、逆転現象の実態について、分析を行い、最低賃金の引上げがもたらす経済効果について明らかにする。

### (1) 生活保護制度の概要

生活保護法とは、国が生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保障を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。保険料の支払いをしていなくても国民の権利として利用できる。生活保護制度の根拠は憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の生存権に基礎を置いている。

公的扶助の原型は 17 世紀のイギリスのエリザベス女王の時にスタートした救貧法である。働けるものは、強制的に就労させ、働けないものには救貧院で食事が与えられた。日本での原型は 1874 年の明治政府による恤救規則である。極貧であることに加え、年齢が 70 歳以上か 13 歳以下、身寄りのない独身者や重病者に限られる。1929 年に救護法が制定された。素行不良者は除外、選挙権を認めない等の規則は存在する。1946 年に旧生活保護法を制定し、GHQ<sup>4</sup>の指示により 1950 年に現行の生活保護法が制定された。

生活保護には無差別平等の原則、補足性の原則、申請保護の原則、世帯の原則の 4 つの原則が存在する。無差別平等の原則は貧困の理由が何であろうと、困窮の事実が明らかになれば、保護が開始されるというものである。補足性の原則は資産、能力やその他のあらゆるものを生活に活用しても、最低限度の生活の維持が不可能なものに適応されるというものである。申請保護の原則は要保護者の申請により開始されるというものである。世帯の原則は生活保護の給付対象は世帯で捉えられ、給付額が決定される。

また、保護の決定のために資力調査が実施される。生活状況を把握するための家庭訪問等の資力調査が存在する。預貯金、保険、不動産等の資産調査や扶養義務者による扶養の可否の調査が存在する。年金等の社会保障給付、就労収入等の調査や就労の可能性の調査が実施されている。生活保護は生活扶助、医療扶助、失業扶助、教育扶助、介護扶助、葬祭扶助、住宅扶助、出産扶助に分類される。医療扶助とは、医療サービスの費用である。生活保護受給者は国民健康保険の対象外である。発行される医療券をもって、指定医療機関で医療を受けることができ、自己負担はない。生活扶助とは、日常生活に必要な費用である。教育扶助とは、義務教育の就学に必要な費用である。高校は義務教育ではないので、教育扶助の給付を受けられない。生業扶助として、高校等への就学費用が給付される。

生活保護給付額は、最低生活費から収入充当額を引いた残りの額である。最低生活費とは、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助を足し合わせたものである。収入充当費とは平均月額収入から必要経費の実費と各種控除を差し引いたものである。最低生活費よりも収入認定額が大きければ、給付を受けることは出来ない。

また、生活保護受給額の基準は二つある。一つ目は世帯人数であり、二つ目は級地制度である。受給者が在住している地域は、生活様式や物価等を考慮して定める級地区分表によって市町村単

<sup>4</sup> 連合国軍総司令部

## WEST 論文研究発表会 2013

位で6段階に分けられる<sup>5</sup>。例えば兵庫県西宮市は6段階に分けられる級地の中で最高である一級地である。級地が高ければその分生活保護の基準額は高くなる。生活保護給付額の決定手順は、まず個人額（第1類）が決定され、次に世帯額（第2類）、そして最後に加算額によって決定される。個人額では、級地に応じて一人の給付額が決定され、世帯者がいる場合、人数に応じて減額される。世帯額では、世帯人数に応じて決定され、5人以上の場合は1人につき加算される。

加算額では、身体障害者、母子家庭の場合加算される。それに加えて、医療扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助等も考慮する。住宅扶助とは、敷金・礼金などの入居前の準備金はもとより、家賃・間代・地代などの支払い、さらに更新時の費用が生じた際、家屋の改修や補修、その他の住宅を維持する必要があるときに行われる扶助である。都道府県や級地によって上限額が異なる。

教育扶助とは、生活に困窮する家庭の児童が、義務教育を受けるのに必要な扶助で、現金給付である。対象としては、義務教育の小中学生である。生業扶助は、自立支援を目的とし、資格等就労につくために有効であると判断されるものに対して支払われる扶助である。原則、現金給付ではあるが、対象を専門学校、専修学校、特別支援学校としている。また、最近では高等学校も考慮されるという部分が、教育扶助と異なる点である。よって、義務教育から高等学校や専門学校等までの教育を受けるために保護が充実しつつあり、就学している子どもがいる世帯のみ給付される。

住宅扶助や教育扶助、生業扶助は加算額とは別に大きく加算されるので、これらが最低賃金と生活保護の逆転現象が起こる要因の大きな一つだと言えることがわかる。医療扶助、介護扶助、出産扶助、葬祭扶助は実費支給となるため、本稿の計算には考慮できないが、これらが給付されることを考えると逆転現象が起こることは明らかである。生活保護受給者が免除されるものは、地方税、心身障害者扶養年金・年金の掛け金、国民年金、医療保険、上下水道、放送<sup>6</sup>、都営住宅の保証金および共益費、都立高校授業料などがある。

### (2) 最低賃金制度の概要

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度である。最低賃金には、地域別最低賃金、及び特定産業別最低賃金の2種類ある。なお、地域別最低賃金及び特定産業別最低賃金の双方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

地域別最低賃金は、産業や職種に関わらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される。特定産業別最低賃金は、特定地域内における特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用される。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用される。最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金である。実際に支払われる賃金から一部の賃金<sup>7</sup>を除いたものが対象となる。最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額の時間当たりの金額を換算し最低賃金<sup>8</sup>と比較する。

<sup>5</sup> 表1を参照。

<sup>6</sup> NHK（日本放送協会）。

<sup>7</sup> 割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等。

<sup>8</sup> 時間額で計算される。



# WEST 論文研究発表会 2013

## (3) 逆転現象の計測方法

生活保護制度と最低賃金制度にまたがる問題として、逆転現象がある。ここでは、逆転現象がなぜ生じるのかについて、その計測方法について解説する<sup>9</sup>。

第一に、1か月分の最低賃金は(1)式を利用して求められる。なお、Mw は最低賃金、S は給与を示している。

$$Mw \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.849 \tag{1}$$

ここで 173.8 時間は以下のようにして求められる。最低賃金法により、週の最大労働時間が 40 時間と定められている。これと年間の週数を掛け合わせるにより年間最大労働時間が求められる。さらに、これを年間月数で割ることにより 1 か月の労働時間を求めることができる。

$$365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} = 52.14 \text{ 週 (1 年間の週数)} \tag{2}$$

$$52.14 \text{ 週} \times 40 \text{ 時間 (週最大労働時間)} = 2085.6 \text{ 時間 (年間最大労働時間)} \tag{3}$$

$$2085.6 \text{ 時間} \div 12 \text{ か月} = 173.8 \text{ 時間 (1 か月の労働時間)} \tag{4}$$

また、0.849 とは給与から社会保険料を差し引いた可処分所得の割合である。すなわち、

$$\{(\text{給与}) - (\text{社会保険料})\} \div (\text{可処分所得}) = 0.849 \tag{5}$$

という関係を想定している。ここで、可処分所得とは、給与等の個人所得から保険料や税金を差し引いた手取り収入のことである。

生活保護の計算に関しては、逆転現象の対象となる生活保護給付額は、12~19 歳の単身世帯を対象にしている。これを踏まえて生活保護給付額を求める。1 類・2 類・加算額に加え、住宅・教育・生業・医療扶助費などを足し合わせ計算し、以下の(6)式を用いることとする。

$$\text{第 1 類 (個人額)} + \text{第 2 類 (世帯額)} + \text{加算額} + \text{各種扶助} = \text{生活保護給付額} \tag{6}$$

第 1 類、第 2 類、加算額の算出方法は、以下の表 1 を用いる。

<sup>9</sup> 以下の内容については、厚生労働省及び兵庫県労働局にヒアリングを行った。厚生労働省と兵庫県労働局の方々にはお世話になりました。

# WEST 論文研究発表会 2013

表1 最低生活費の算出方法

| ① 生活扶助基準(第1類費) |        |        |        |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (単位:円)         |        |        |        |        |        |        |
| 年齢             | 1級地    |        | 2級地    |        | 3級地    |        |
|                | 1級地-1  | 1級地-2  | 2級地-1  | 2級地-2  | 3級地-1  | 3級地-2  |
| 0～2            | 20,900 | 19,960 | 19,020 | 18,080 | 17,140 | 16,200 |
| 3～5            | 26,350 | 25,160 | 23,980 | 22,790 | 21,610 | 20,420 |
| 6～11           | 34,070 | 32,540 | 31,000 | 29,470 | 27,940 | 26,400 |
| 12～19          | 42,080 | 40,190 | 38,290 | 36,400 | 34,510 | 32,610 |
| 20～40          | 40,270 | 38,460 | 36,650 | 34,830 | 33,020 | 31,210 |
| 41～59          | 38,180 | 36,460 | 34,740 | 33,030 | 31,310 | 29,590 |
| 60～69          | 36,100 | 34,480 | 32,850 | 31,230 | 29,600 | 27,980 |
| 70～            | 32,340 | 31,120 | 29,430 | 28,300 | 26,520 | 25,510 |

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

| ② 生活扶助基準(第2類費)    |        |        |        |        |        |        |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (単位:円)            |        |        |        |        |        |        |
| 人員                | 1級地    |        | 2級地    |        | 3級地    |        |
|                   | 1級地-1  | 1級地-2  | 2級地-1  | 2級地-2  | 3級地-1  | 3級地-2  |
| 1人                | 43,430 | 41,480 | 39,520 | 37,570 | 35,610 | 33,660 |
| 2人                | 48,070 | 45,910 | 43,740 | 41,580 | 39,420 | 37,250 |
| 3人                | 53,290 | 50,890 | 48,490 | 46,100 | 43,700 | 41,300 |
| 4人                | 55,160 | 52,680 | 50,200 | 47,710 | 45,230 | 42,750 |
| 5人以上1人を増すごとに加算する額 | 440    | 440    | 400    | 400    | 360    | 360    |

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。  
②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

| ③ 加算額             |                          |                              |        |        |
|-------------------|--------------------------|------------------------------|--------|--------|
| (単位:円)            |                          |                              |        |        |
| 加算できる対象           |                          | 加算額                          |        |        |
|                   |                          | 1級地                          | 2級地    | 3級地    |
| 障害者               | 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等 | 26,850                       | 24,970 | 23,100 |
|                   | 身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等   | 17,890                       | 16,650 | 15,400 |
| 母子世帯等             | 児童1人の場合                  | 23,260                       | 21,640 | 20,020 |
|                   | 児童2人の場合                  | 25,100                       | 23,360 | 21,630 |
|                   | 3人以上の児童1人につき加える額         | 940                          | 870    | 800    |
| 中学校修了前の子どもを養育する場合 |                          | 15,000<br>(3歳未満の場合・子ども1人当たり) |        |        |

①該当者がいるときだけその分を加える。  
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。  
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。  
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。  
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。

最低生活費

ここで、各種扶助に含まれる住宅扶助実績値のデータを入手できなかったため、厚生労働省にヒアリングを行った。しかしデータが公開されていなかったため、最低賃金と生活保護の受給換算したときの乖離額から逆算を行うことで住宅扶助実績値を求めた。以下のようにする。

厚生労働省から公表されている最低賃金と生活保護の乖離額は、12～19歳の単身世帯を対象に、最低賃金(時給)マイナス生活保護を1時間当たりの賃金率で表されている。この乖離額がマイナスになったら逆転現象が起こっている。

# WEST 論文研究発表会 2013

逆転現象の計算においては、住宅扶助の金額は、実績値が使われているが、そのデータを入手することができない。そこで、以上の関係式から逆算することにより、生活保護の合計額を求め、住宅扶助実績値の推計値を求めることにした。

前述したように、最低賃金と生活保護の逆転現象において

$$\text{最低賃金（時給）} - \text{生活保護（1時間あたり）} = \text{乖離額} \quad (7)$$

が成り立つ。したがって (1) 式を用いて

$$\text{生活保護（1時間あたり）} = \text{最低賃金（時給）} - \text{乖離額} \quad (8)$$

も成り立つ。ここでは、最低賃金額と乖離額は、ともに厚生労働省が、2009 年度に公表している値を用いた。その結果が表 2 であるが、ここでは例示として北海道と青森県のみを示す。

表 2 北海道と青森県の場合の計測例

| 都道府県 | 県庁所在地 | 級地    | 最低賃金時給 | 乖離額(1時間) | 生活保護給付費(1時間換算) |
|------|-------|-------|--------|----------|----------------|
| 北海道  | 札幌    | 1級地-2 | 691    | -44      | ①735           |
| 青森   | 青森    | 2級地-1 | 645    | -7       | ①652           |

| 第1類    | 第2類    | 医療扶助  | 合計      | 1時間換算   |
|--------|--------|-------|---------|---------|
| 40,190 | 41,480 | 5,500 | ②87,170 | ③501.55 |
| 38,290 | 39,520 | 5,500 | ②83310  | ③479.34 |

| 住宅扶助実績推計値(①-③) | 住宅扶助実績推計値(月額) | 上限値    | 上限値における割合      |
|----------------|---------------|--------|----------------|
| ④233.45        | ⑤40,573.61    | 36,000 | ⑥112.7%(=100%) |
| ④172.66        | ⑤30,008.31    | 31,000 | ⑥96.8%         |

表 2 は、北海道と青森県における 12～19 歳の単身世帯の住宅扶助実績値の逆算の過程を示している。(2) 式の最低賃金と生活保護の乖離額より逆算して求めた 1 時間当たりの生活保護受給額が表 1 の①に相当する。

一方で、生活保護の受給額は

$$\text{生活保護受給額（1ヶ月）} = \text{第1類（個人額）} + \text{第2類（世帯額）} + \text{医療扶助} + \text{住宅扶助} \quad (9)$$

で計算される。12～19 歳の単身世帯を対象にしているため、加算額はなく、各種扶助は最も割合の大きい医療扶助と住宅扶助のみを考慮している。医療扶助は厚生労働省資料より、0～19 歳の一人当たりの医療費の全国平均 5,500 円を用いている。

計算の目的である住宅扶助実績値を求めるため、住宅扶助を除いた第 1 類、第 2 類、医療扶助の合計を求めている (②に相当)。②は月額であり、③はその値を 1 時間に換算したものである。最低賃金との整合性を図るため、1 時間へ換算する際に、②÷173.8 時間を用いている。

③は 1 時間当たりの第 1 類、第 2 類、医療扶助の合計額であるので、①の乖離額から逆算した 1 時間当たりの生活保護受給額との差額が住宅扶助実績値であるといえる (①-③)。1 時間当たりの住宅扶助実績値が④に相当し、173.8 時間をかけて月額にしたものが⑤である。

# WEST 論文研究発表会 2013

⑤の値が最低賃金の月収と生活保護の受給額を比較する際に、使用する値となるのだが、この値はあくまで推計値であり、12～19歳の単身世帯でのみ使用することができる。それは世帯人数によって住宅扶助の上限値が異なるためである。また北海道、東京、神奈川、大阪においては、求められた住宅扶助実績値が上限値を上回る結果となった。

ここで本稿では、12～19歳の単身世帯で逆算した住宅扶助実績推計値を用いて、上限値における実績推計値の割合を算出し(⑥に相当)、他の世帯においてもその割合を用いて計算することとする。上限値を超えた北海道、東京、神奈川、大阪においては上限まで扶助が使われているとして100%を用いる。

以上の方法で計算した住宅扶助実績推計値を用いて、20～40歳の単身世帯を対象に、2012年度の最低賃金と、厚生労働省が発表した2013年度の最低賃金の引き上げ額の目安を用いて最大時間労働した際の月収と、生活保護受給額を比較し、逆転差額を求めた。その結果、表3のようになった。

表3 2012年度及び2013年度引き上げ目安の最低賃金と生活保護給付額の逆転差額

| 都道府県 | 県庁所在地 | 級地    | 2012年度 逆転差額 | 2013年度 逆転差額 |
|------|-------|-------|-------------|-------------|
| 北海道  | 札幌    | 1級地-2 | -15.347     | -13.724     |
| 北海道  |       |       |             | -12.101     |
| 青森県  | 青森    | 2級地-1 | -15.176     | -13.701     |
| 岩手県  | 盛岡    | 2級地-1 | -10.271     | -8.795      |
| 宮城県  | 仙台    | 1級地-2 | -17.812     | -16.336     |
| 秋田県  | 秋田    | 2級地-1 | -14.308     | -12.833     |
| 山形県  | 山形    | 2級地-1 | -11.363     | -9.888      |
| 福島県  | 福島    | 2級地-1 | -6.416      | -4.940      |
| 茨城県  | 水戸    | 2級地-1 | -2.954      | -1.184      |
| 栃木県  | 宇都宮   | 2級地-1 | -5.608      | -3.838      |
| 群馬県  | 前橋    | 2級地-1 | -8.451      | -6.976      |
| 埼玉県  | さいたま  | 1級地-1 | -18.412     | -16.641     |
| 千葉県  | 千葉    | 1級地-2 | -17.763     | -14.959     |
| 東京都  | 東京    | 1級地-1 | -17.477     | -14.674     |
| 神奈川県 | 横浜    | 1級地-1 | -17.625     | -14.821     |
| 新潟県  | 新潟    | 2級地-1 | -12.273     | -10.798     |
| 富山県  | 富山    | 2級地-1 | -3.359      | -1.589      |
| 石川県  | 金沢    | 2級地-1 | -8.042      | -6.566      |
| 福井県  | 福井    | 2級地-1 | -2.576      | -1.101      |
| 山梨県  | 甲府    | 2級地-1 | -1.299      | 177         |
| 長野県  | 長野    | 2級地-1 | -4.061      | -2.291      |
| 岐阜県  | 岐阜    | 2級地-1 | -5.422      | -3.947      |
| 静岡県  | 静岡    | 2級地-1 | -9.844      | -8.074      |
| 愛知県  | 名古屋   | 1級地-1 | -9.930      | -7.127      |
| 三重県  | 津     | 2級地-1 | -676        | 1,095       |
| 滋賀県  | 大津    | 1級地-2 | -5.415      | -3.644      |
| 京都府  | 京都    | 1級地-1 | -18.090     | -16.319     |
| 大阪府  | 大阪    | 1級地-1 | -13.155     | -10.351     |
| 兵庫県  | 神戸    | 1級地-1 | -17.865     | -16.095     |
| 奈良県  | 奈良    | 2級地-1 | -10.446     | -8.970      |
| 和歌山県 | 和歌山   | 2級地-1 | -6.211      | -4.736      |
| 鳥取県  | 鳥取    | 2級地-1 | -10.804     | -9.328      |
| 島根県  | 松江    | 2級地-1 | -7.653      | -6.178      |
| 岡山県  | 岡山    | 1級地-2 | -13.789     | -12.314     |
| 広島県  | 広島    | 1級地-2 | -17.651     | -15.880     |
| 山口県  | 山口    | 2級地-1 | -3.943      | -2.468      |
| 徳島県  | 徳島    | 2級地-1 | -3.003      | -1.528      |
| 香川県  | 高松    | 2級地-1 | -7.883      | -6.408      |
| 愛媛県  | 松山    | 2級地-1 | -11.991     | -10.221     |
| 高知県  | 高知    | 2級地-1 | -2.649      | -8.404      |
| 福岡県  | 福岡    | 1級地-2 | -19.056     | -10.498     |
| 佐賀県  | 佐賀    | 2級地-1 | -5.980      | -4.505      |
| 長崎県  | 長崎    | 2級地-1 | -8.896      | -7.420      |
| 熊本県  | 熊本    | 2級地-1 | -9.076      | -7.601      |
| 大分県  | 大分    | 2級地-1 | -9.403      | -7.927      |
| 宮崎県  | 宮崎    | 2級地-1 | -7.500      | -6.024      |
| 鹿児島県 | 鹿児島   | 2級地-1 | -7.351      | -5.876      |
| 沖縄県  | 那覇    | 2級地-1 | -12.708     | -11.232     |

# WEST 論文研究発表会 2013

逆転現象は、対象が12～19歳で、2012年度時点で11都道府県、2012年最低賃金引き上げ後で6都道府県でのみ生じていると厚生労働省は公表している。表3のように対象を20～40歳の単身世帯にすると、2012年度の時点で、全ての都道府県で逆転現象が起こっているという結果が得られた。2013年10月に予定されている引き上げ後の最低賃金では、2012年に比べ逆転差額は減少し、山梨県と三重県でのみ解消された。またその他の都道府県では、依然として逆転現象が起こっていることになる。

次に表3の2013年度の逆転差額を0にするために必要な最低賃金の引き上げ額、生活保護の引き下げ額を求めた。なお、山梨県と三重県は2013年度の最低賃金の引き上げによって逆転現象が解消されるので計算から除外している。

表4 逆転現象解消に必要な最低賃金引き上げ額（1時間当たり）

| 都道府県 | 県庁所在地 | 最低賃金(2013年10月) | 引き上げ額 | 引き上げ率 |
|------|-------|----------------|-------|-------|
| 北海道  | 札幌    | 734            | 89    | 12%   |
| 青森県  | 青森    | 665            | 92    | 14%   |
| 岩手県  | 盛岡    | 665            | 58    | 9%    |
| 宮城県  | 仙台    | 696            | 110   | 16%   |
| 秋田県  | 秋田    | 665            | 86    | 13%   |
| 山形県  | 山形    | 665            | 66    | 10%   |
| 福島県  | 福島    | 675            | 32    | 5%    |
| 茨城県  | 水戸    | 713            | 6     | 1%    |
| 栃木県  | 宇都宮   | 718            | 25    | 3%    |
| 群馬県  | 前橋    | 707            | 46    | 7%    |
| 埼玉県  | さいたま  | 785            | 111   | 14%   |
| 千葉県  | 千葉    | 777            | 99    | 13%   |
| 東京都  | 東京    | 869            | 99    | 11%   |
| 神奈川県 | 横浜    | 868            | 100   | 12%   |
| 新潟県  | 新潟    | 701            | 71    | 10%   |
| 富山県  | 富山    | 712            | 11    | 2%    |
| 石川県  | 金沢    | 704            | 43    | 6%    |
| 福井県  | 福井    | 701            | 6     | 1%    |
| 長野県  | 長野    | 713            | 15    | 2%    |
| 岐阜県  | 岐阜    | 724            | 26    | 4%    |
| 静岡県  | 静岡    | 749            | 53    | 7%    |
| 愛知県  | 名古屋   | 780            | 45    | 6%    |
| 滋賀県  | 大津    | 730            | 23    | 3%    |
| 京都府  | 京都    | 773            | 109   | 14%   |
| 大阪府  | 大阪    | 819            | 70    | 9%    |
| 兵庫県  | 神戸    | 761            | 109   | 14%   |
| 奈良県  | 奈良    | 710            | 60    | 8%    |
| 和歌山県 | 和歌山   | 701            | 31    | 4%    |
| 鳥取県  | 鳥取    | 664            | 62    | 9%    |
| 島根県  | 松江    | 664            | 40    | 6%    |
| 岡山県  | 岡山    | 703            | 81    | 12%   |
| 広島県  | 広島    | 733            | 106   | 14%   |
| 山口県  | 山口    | 701            | 16    | 2%    |
| 徳島県  | 徳島    | 666            | 8     | 1%    |
| 香川県  | 高松    | 686            | 41    | 6%    |
| 愛媛県  | 松山    | 666            | 67    | 10%   |
| 高知県  | 高知    | 664            | 55    | 8%    |
| 福岡県  | 福岡    | 712            | 70    | 10%   |
| 佐賀県  | 佐賀    | 664            | 30    | 4%    |
| 長崎県  | 長崎    | 664            | 49    | 7%    |
| 熊本県  | 熊本    | 664            | 51    | 8%    |
| 大分県  | 大分    | 664            | 53    | 8%    |
| 宮崎県  | 宮崎    | 664            | 40    | 6%    |
| 鹿児島県 | 鹿児島   | 665            | 39    | 6%    |
| 沖縄県  | 那覇    | 664            | 75    | 11%   |

## WEST 論文研究発表会 2013

表4で求められた逆転現象を解消する為に必要な最低賃金の引き上げ額は、1時間当たり平均約67.5円であり、北海道、青森、宮城、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、兵庫、広島では引き上げ率が12%を超えた。これは2012年度最低賃金改定前に公表されていた逆転現象が生じているとされた11都道府県にほぼ一致する。

次に、表5では逆転現象解消に必要な生活保護額の引き下げ額を示している。

表5 逆転現象解消に必要な生活保護受給額の引き下げ額（1ヶ月当たり）

| 都道府県 | 県庁所在地 | 第1類    | 引き下げ額  | 引き下げ率 |
|------|-------|--------|--------|-------|
| 北海道  | 札幌    | 38,460 | 13,134 | 34%   |
| 青森県  | 青森    | 36,650 | 13,553 | 37%   |
| 岩手県  | 盛岡    | 36,650 | 8,500  | 23%   |
| 宮城県  | 仙台    | 38,460 | 16,189 | 42%   |
| 秋田県  | 秋田    | 36,650 | 12,685 | 35%   |
| 山形県  | 山形    | 36,650 | 9,740  | 27%   |
| 福島県  | 福島    | 36,650 | 4,793  | 13%   |
| 茨城県  | 水戸    | 36,650 | 888    | 2%    |
| 栃木県  | 宇都宮   | 36,650 | 3,690  | 10%   |
| 群馬県  | 前橋    | 36,650 | 6,828  | 19%   |
| 埼玉県  | さいたま  | 40,270 | 16,346 | 41%   |
| 千葉県  | 千葉    | 38,460 | 14,664 | 38%   |
| 東京都  | 東京    | 40,270 | 14,674 | 36%   |
| 神奈川県 | 横浜    | 40,270 | 14,821 | 37%   |
| 新潟県  | 新潟    | 36,650 | 10,503 | 29%   |
| 富山県  | 富山    | 36,650 | 1,589  | 4%    |
| 石川県  | 金沢    | 36,650 | 6,418  | 18%   |
| 福井県  | 福井    | 36,650 | 953    | 3%    |
| 長野県  | 長野    | 36,650 | 2,143  | 6%    |
| 岐阜県  | 岐阜    | 36,650 | 3,799  | 10%   |
| 静岡県  | 静岡    | 36,650 | 7,778  | 21%   |
| 愛知県  | 名古屋   | 40,270 | 6,684  | 17%   |
| 滋賀県  | 大津    | 38,460 | 3,349  | 9%    |
| 京都府  | 京都    | 40,270 | 16,024 | 40%   |
| 大阪府  | 大阪    | 40,270 | 10,351 | 26%   |
| 兵庫県  | 神戸    | 40,270 | 16,095 | 40%   |
| 奈良県  | 奈良    | 36,650 | 8,823  | 24%   |
| 和歌山県 | 和歌山   | 36,650 | 4,588  | 13%   |
| 鳥取県  | 鳥取    | 36,650 | 9,181  | 25%   |
| 島根県  | 松江    | 36,650 | 5,883  | 16%   |
| 岡山県  | 岡山    | 38,460 | 12,019 | 31%   |
| 広島県  | 広島    | 38,460 | 15,585 | 41%   |
| 山口県  | 山口    | 36,650 | 2,320  | 6%    |
| 徳島県  | 徳島    | 36,650 | 1,233  | 3%    |
| 香川県  | 高松    | 36,650 | 6,112  | 17%   |
| 愛媛県  | 松山    | 36,650 | 9,926  | 27%   |
| 高知県  | 高知    | 36,650 | 8,109  | 22%   |
| 福岡県  | 福岡    | 38,460 | 10,350 | 27%   |
| 佐賀県  | 佐賀    | 36,650 | 4,358  | 12%   |
| 長崎県  | 長崎    | 36,650 | 7,273  | 20%   |
| 熊本県  | 熊本    | 36,650 | 7,453  | 20%   |
| 大分県  | 大分    | 36,650 | 7,780  | 21%   |
| 宮崎県  | 宮崎    | 36,650 | 5,877  | 16%   |
| 鹿児島県 | 鹿児島   | 36,650 | 5,728  | 16%   |
| 沖縄県  | 那覇    | 36,650 | 11,085 | 30%   |

## WEST 論文研究発表会 2013

表5で求められた逆転現象を解消する為に必要な生活保護の引き下げ額は、1ヶ月当たり平均約8,271円であり、引き下げ率も最低賃金に比べ大きな比率となっている。また引き下げ率が35%を超える都道府県は、最低賃金の場合と同様、逆転現象が起っていた11都道府県にほぼ一致した。

### (4)最低賃金の引き上げ率と生活保護の引き上げ率の割合のシミュレーション

まず、2013年の最低賃金額マイナス生活保護額から逆転差額を求める。前述でも述べたとおり、この乖離額がマイナスになったら逆転現象が起こっている。この逆転差額を解消するための最低賃金の引き上げ率と生活保護額の引き下げ率を決定する。最適な最低賃金の引上げ率と生活保護額の引き下げ率の割合を導き出すために、独自のシミュレーションを行った。その計算式について解説する。

第一に、生活保護額のうち逆転差額が占める割合を次式で表す。

$$\text{逆転差額} \times X \div \text{生活保護給付額 (月額)} \quad (10)$$

ここでXは以下のようにして求められる。まず逆転差額を1とする。たとえば、90%を生活保護の引き下げによって改善し、残りの10%を最低賃金の引き上げによって改善するとする。その解消するための割合は $90/100=0.9$ となる。同様にして、Xを10%ずつ変え、生活保護額の最適な下げ幅を導き出す。

第二に、最低賃金のうち逆転差額の占める割合を次式で表す。

$$\text{逆転差額} \times (1-X) \div \text{最低賃金 (月収)} \quad (11)$$

第三に、(1)式、(2)式から最低賃金額の引き上げ率と生活保護額の引き下げ率の割合を変えて実額を算出した。

以上のようにして求めたシミュレーション結果が表6である。

# WEST 論文研究発表会 2013

表6 最低賃金の引き上げ率と生活保護の引き上げ率の割合のシミュレーション

| 都道府県 | (9:1)         |               | (8:2)         |               | (7:3)         |               | (6:4)         |               | (5:5)         |               |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 |
| 北海道  | 11.4%         | 1.4%          | 10.1%         | 2.9%          | 8.8%          | 4.3%          | 7.6%          | 5.8%          | 6.3%          | 7.2%          |
| 青森県  | 12.2%         | 1.6%          | 10.9%         | 3.1%          | 9.5%          | 4.7%          | 8.2%          | 6.3%          | 6.8%          | 5.3%          |
| 岩手県  | 8.7%          | 1.1%          | 7.7%          | 2.1%          | 6.7%          | 3.2%          | 5.8%          | 4.3%          | 4.8%          | 9.2%          |
| 宮城県  | 13.5%         | 1.8%          | 12.0%         | 3.5%          | 10.5%         | 5.3%          | 9.0%          | 7.0%          | 7.5%          | 7.1%          |
| 秋田県  | 11.6%         | 1.5%          | 10.3%         | 3.0%          | 9.0%          | 4.4%          | 7.7%          | 5.9%          | 6.5%          | 5.9%          |
| 山形県  | 9.5%          | 1.2%          | 8.4%          | 2.4%          | 7.4%          | 3.5%          | 6.3%          | 4.7%          | 5.3%          | 3.3%          |
| 福島県  | 5.5%          | 0.7%          | 4.9%          | 1.3%          | 4.3%          | 2.0%          | 3.7%          | 2.6%          | 3.1%          | 1.5%          |
| 茨城県  | 2.5%          | 0.3%          | 2.2%          | 0.6%          | 1.9%          | 0.9%          | 1.7%          | 1.1%          | 1.4%          | 2.7%          |
| 栃木県  | 4.6%          | 0.5%          | 4.1%          | 1.1%          | 3.6%          | 1.6%          | 3.1%          | 2.2%          | 2.6%          | 4.1%          |
| 群馬県  | 6.8%          | 0.8%          | 6.1%          | 1.6%          | 5.3%          | 2.5%          | 4.6%          | 3.3%          | 3.8%          | 9.0%          |
| 埼玉県  | 12.5%         | 1.6%          | 11.1%         | 3.2%          | 9.8%          | 4.9%          | 8.4%          | 6.5%          | 7.0%          | 7.8%          |
| 千葉県  | 12.4%         | 1.6%          | 11.0%         | 3.2%          | 9.6%          | 4.8%          | 8.2%          | 6.4%          | 6.9%          | 7.8%          |
| 東京都  | 11.0%         | 1.4%          | 9.8%          | 2.8%          | 8.6%          | 4.2%          | 7.3%          | 5.6%          | 6.1%          | 7.0%          |
| 神奈川県 | 11.1%         | 1.4%          | 9.9%          | 2.8%          | 8.6%          | 4.2%          | 7.4%          | 5.6%          | 6.2%          | 4.9%          |
| 新潟県  | 9.7%          | 1.2%          | 8.6%          | 2.4%          | 7.5%          | 3.6%          | 6.5%          | 4.8%          | 5.4%          | 1.7%          |
| 富山県  | 2.8%          | 0.3%          | 2.5%          | 0.7%          | 2.2%          | 1.0%          | 1.9%          | 1.3%          | 1.6%          | 3.9%          |
| 石川県  | 6.6%          | 0.8%          | 5.8%          | 1.6%          | 5.1%          | 2.4%          | 4.4%          | 3.1%          | 3.6%          | 1.3%          |
| 福井県  | 2.2%          | 0.3%          | 2.0%          | 0.5%          | 1.7%          | 0.8%          | 1.5%          | 1.0%          | 1.2%          | 0.6%          |
| 山梨県  | 1.1%          | 0.1%          | 1.0%          | 0.3%          | 0.9%          | 0.4%          | 0.8%          | 0.5%          | 0.6%          | 2.0%          |
| 長野県  | 3.4%          | 0.4%          | 3.0%          | 0.8%          | 2.6%          | 1.2%          | 2.3%          | 1.6%          | 1.9%          | 2.6%          |
| 岐阜県  | 4.4%          | 0.5%          | 3.9%          | 1.0%          | 3.4%          | 1.5%          | 2.9%          | 2.1%          | 2.5%          | 4.7%          |
| 静岡県  | 7.5%          | 0.9%          | 6.7%          | 1.8%          | 5.8%          | 2.7%          | 5.0%          | 3.6%          | 4.2%          | 4.6%          |
| 愛知県  | 7.3%          | 0.9%          | 6.5%          | 1.8%          | 5.7%          | 2.7%          | 4.9%          | 3.6%          | 4.1%          | 0.3%          |
| 三重県  | 0.6%          | 0.1%          | 0.5%          | 0.1%          | 0.4%          | 0.2%          | 0.4%          | 0.3%          | 0.3%          | 2.5%          |
| 滋賀県  | 4.4%          | 0.5%          | 3.9%          | 1.0%          | 3.4%          | 1.5%          | 2.9%          | 2.1%          | 2.4%          | 8.6%          |
| 京都府  | 12.5%         | 1.6%          | 11.1%         | 3.2%          | 9.7%          | 4.8%          | 8.3%          | 6.5%          | 7.0%          | 5.9%          |
| 大阪府  | 9.0%          | 1.1%          | 8.0%          | 2.2%          | 7.0%          | 3.3%          | 6.0%          | 4.5%          | 5.0%          | 7.6%          |
| 兵庫県  | 12.5%         | 1.6%          | 11.1%         | 3.2%          | 9.7%          | 4.8%          | 8.3%          | 6.5%          | 7.0%          | 4.7%          |
| 奈良県  | 8.3%          | 1.0%          | 7.4%          | 2.0%          | 6.4%          | 3.0%          | 5.5%          | 4.1%          | 4.6%          | 3.0%          |
| 和歌山県 | 5.2%          | 0.6%          | 4.6%          | 1.2%          | 4.0%          | 1.8%          | 3.4%          | 2.4%          | 2.9%          | 5.3%          |
| 鳥取県  | 9.1%          | 1.1%          | 8.1%          | 2.2%          | 7.1%          | 3.4%          | 6.0%          | 4.5%          | 5.0%          | 4.0%          |
| 島根県  | 6.6%          | 0.8%          | 5.9%          | 1.6%          | 5.2%          | 2.4%          | 4.4%          | 3.2%          | 3.7%          | 7.2%          |
| 岡山県  | 10.7%         | 1.4%          | 9.5%          | 2.7%          | 8.3%          | 4.1%          | 7.1%          | 5.4%          | 6.0%          | 8.7%          |
| 広島県  | 12.8%         | 1.7%          | 11.4%         | 3.3%          | 10.0%         | 5.0%          | 8.6%          | 6.7%          | 7.1%          | 1.9%          |
| 山口県  | 3.4%          | 0.4%          | 3.0%          | 0.8%          | 2.6%          | 1.2%          | 2.2%          | 1.5%          | 1.9%          | 1.5%          |
| 徳島県  | 2.7%          | 0.3%          | 2.4%          | 0.6%          | 2.1%          | 0.9%          | 1.8%          | 1.2%          | 1.5%          | 4.1%          |
| 香川県  | 6.6%          | 0.8%          | 5.9%          | 1.6%          | 5.1%          | 2.4%          | 4.4%          | 3.2%          | 3.7%          | 6.0%          |
| 愛媛県  | 10.0%         | 1.2%          | 8.9%          | 2.5%          | 7.8%          | 3.7%          | 6.6%          | 5.0%          | 5.5%          | 1.4%          |
| 高知県  | 2.2%          | 0.3%          | 2.0%          | 0.5%          | 1.7%          | 0.8%          | 1.5%          | 1.0%          | 1.2%          | 9.2%          |
| 福岡県  | 14.9%         | 2.0%          | 13.2%         | 4.0%          | 11.6%         | 5.9%          | 9.9%          | 7.9%          | 8.3%          | 3.1%          |
| 佐賀県  | 5.3%          | 0.6%          | 4.7%          | 1.2%          | 4.1%          | 1.9%          | 3.5%          | 2.5%          | 2.9%          | 4.6%          |
| 長崎県  | 7.6%          | 0.9%          | 6.8%          | 1.8%          | 5.9%          | 2.8%          | 5.1%          | 3.7%          | 4.2%          | 4.7%          |
| 熊本県  | 7.7%          | 0.9%          | 6.9%          | 1.9%          | 6.0%          | 2.8%          | 5.2%          | 3.8%          | 4.3%          | 4.9%          |
| 大分県  | 8.0%          | 1.0%          | 7.1%          | 2.0%          | 6.2%          | 2.9%          | 5.3%          | 3.9%          | 4.4%          | 3.9%          |
| 宮崎県  | 6.5%          | 0.8%          | 5.8%          | 1.6%          | 5.1%          | 2.3%          | 4.3%          | 3.1%          | 3.6%          | 3.8%          |
| 鹿児島県 | 6.4%          | 0.8%          | 5.7%          | 1.5%          | 5.0%          | 2.3%          | 4.2%          | 3.0%          | 3.5%          | 6.6%          |
| 沖縄県  | 10.5%         | 1.3%          | 9.3%          | 2.6%          | 8.2%          | 4.0%          | 7.0%          | 5.3%          | 5.8%          | 0.0%          |
| 平均   | 7.7%          | 1.0%          | 6.8%          | 1.9%          | 6.0%          | 2.9%          | 5.1%          | 3.8%          | 4.3%          | 4.6%          |



# WEST 論文研究発表会 2013

| 都道府県 | (4:6)         |               | (3:7)         |               | (2:8)         |               | (1:9)         |               |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 |
| 北海道  | 5.1%          | 8.7%          | 3.8%          | 10.1%         | 2.5%          | 11.6%         | 1.3%          | 13.0%         |
| 青森県  | 5.4%          | 9.4%          | 4.1%          | 11.0%         | 2.7%          | 12.6%         | 1.4%          | 14.2%         |
| 岩手県  | 3.9%          | 6.4%          | 2.9%          | 7.5%          | 1.9%          | 8.5%          | 1.0%          | 9.6%          |
| 宮城県  | 6.0%          | 10.6%         | 4.5%          | 12.3%         | 3.0%          | 14.1%         | 1.5%          | 15.9%         |
| 秋田県  | 5.2%          | 8.9%          | 3.9%          | 10.4%         | 2.6%          | 11.9%         | 1.3%          | 13.3%         |
| 山形県  | 4.2%          | 7.1%          | 3.2%          | 8.2%          | 2.1%          | 9.4%          | 1.1%          | 10.6%         |
| 福島県  | 2.5%          | 3.9%          | 1.8%          | 4.6%          | 1.2%          | 5.2%          | 0.6%          | 5.9%          |
| 茨城県  | 1.1%          | 1.7%          | 0.8%          | 2.0%          | 0.6%          | 2.3%          | 0.3%          | 2.6%          |
| 栃木県  | 2.0%          | 3.2%          | 1.5%          | 3.8%          | 1.0%          | 4.3%          | 0.5%          | 4.9%          |
| 群馬県  | 3.0%          | 4.9%          | 2.3%          | 5.8%          | 1.5%          | 6.6%          | 0.8%          | 7.4%          |
| 埼玉県  | 5.6%          | 9.7%          | 4.2%          | 11.3%         | 2.8%          | 12.9%         | 1.4%          | 14.6%         |
| 千葉県  | 5.5%          | 9.6%          | 4.1%          | 11.1%         | 2.7%          | 12.7%         | 1.4%          | 14.3%         |
| 東京都  | 4.9%          | 8.4%          | 3.7%          | 9.8%          | 2.4%          | 11.1%         | 1.2%          | 12.5%         |
| 神奈川県 | 4.9%          | 8.4%          | 3.7%          | 9.8%          | 2.5%          | 11.3%         | 1.2%          | 12.7%         |
| 新潟県  | 4.3%          | 7.2%          | 3.2%          | 8.5%          | 2.2%          | 9.7%          | 1.1%          | 10.9%         |
| 富山県  | 1.3%          | 2.0%          | 0.9%          | 2.3%          | 0.6%          | 2.6%          | 0.3%          | 2.9%          |
| 石川県  | 2.9%          | 4.7%          | 2.2%          | 5.5%          | 1.5%          | 6.3%          | 0.7%          | 7.1%          |
| 福井県  | 1.0%          | 1.5%          | 0.7%          | 1.8%          | 0.5%          | 2.0%          | 0.2%          | 2.3%          |
| 山梨県  | 0.5%          | 0.8%          | 0.4%          | 0.9%          | 0.3%          | 1.0%          | 0.1%          | 1.1%          |
| 長野県  | 1.5%          | 2.4%          | 1.1%          | 2.8%          | 0.8%          | 3.1%          | 0.4%          | 3.5%          |
| 岐阜県  | 2.0%          | 3.1%          | 1.5%          | 3.6%          | 1.0%          | 4.1%          | 0.5%          | 4.6%          |
| 静岡県  | 3.3%          | 5.4%          | 2.5%          | 6.4%          | 1.7%          | 7.3%          | 0.8%          | 8.2%          |
| 愛知県  | 3.3%          | 5.3%          | 2.4%          | 6.2%          | 1.6%          | 7.1%          | 0.8%          | 8.0%          |
| 三重県  | 0.3%          | 0.4%          | 0.2%          | 0.4%          | 0.1%          | 0.5%          | 0.1%          | 0.6%          |
| 滋賀県  | 2.0%          | 3.1%          | 1.5%          | 3.6%          | 1.0%          | 4.1%          | 0.5%          | 4.6%          |
| 京都府  | 5.6%          | 9.7%          | 4.2%          | 11.3%         | 2.8%          | 12.9%         | 1.4%          | 14.5%         |
| 大阪府  | 4.0%          | 6.7%          | 3.0%          | 7.8%          | 2.0%          | 8.9%          | 1.0%          | 10.0%         |
| 兵庫県  | 5.6%          | 9.7%          | 4.2%          | 11.3%         | 2.8%          | 12.9%         | 1.4%          | 14.5%         |
| 奈良県  | 3.7%          | 6.1%          | 2.8%          | 7.1%          | 1.8%          | 8.1%          | 0.9%          | 9.1%          |
| 和歌山県 | 2.3%          | 3.7%          | 1.7%          | 4.3%          | 1.1%          | 4.9%          | 0.6%          | 5.5%          |
| 鳥取県  | 4.0%          | 6.7%          | 3.0%          | 7.8%          | 2.0%          | 9.0%          | 1.0%          | 10.1%         |
| 島根県  | 2.9%          | 4.8%          | 2.2%          | 5.6%          | 1.5%          | 6.4%          | 0.7%          | 7.2%          |
| 岡山県  | 4.8%          | 8.1%          | 3.6%          | 9.5%          | 2.4%          | 10.8%         | 1.2%          | 12.2%         |
| 広島県  | 5.7%          | 10.0%         | 4.3%          | 11.6%         | 2.9%          | 13.3%         | 1.4%          | 15.0%         |
| 山口県  | 1.5%          | 2.3%          | 1.1%          | 2.7%          | 0.7%          | 3.1%          | 0.4%          | 3.5%          |
| 徳島県  | 1.2%          | 1.9%          | 0.9%          | 2.2%          | 0.6%          | 2.5%          | 0.3%          | 2.8%          |
| 香川県  | 2.9%          | 4.8%          | 2.2%          | 5.5%          | 1.5%          | 6.3%          | 0.7%          | 7.1%          |
| 愛媛県  | 4.4%          | 7.5%          | 3.3%          | 8.7%          | 2.2%          | 10.0%         | 1.1%          | 11.2%         |
| 高知県  | 1.0%          | 1.5%          | 0.7%          | 1.8%          | 0.5%          | 2.0%          | 0.2%          | 2.3%          |
| 福岡県  | 6.6%          | 11.9%         | 5.0%          | 13.8%         | 3.3%          | 15.8%         | 1.7%          | 17.8%         |
| 佐賀県  | 2.3%          | 3.7%          | 1.8%          | 4.3%          | 1.2%          | 5.0%          | 0.6%          | 5.6%          |
| 長崎県  | 3.4%          | 5.5%          | 2.5%          | 6.5%          | 1.7%          | 7.4%          | 0.8%          | 8.3%          |
| 熊本県  | 3.4%          | 5.7%          | 2.6%          | 6.6%          | 1.7%          | 7.5%          | 0.9%          | 8.5%          |
| 大分県  | 3.6%          | 5.9%          | 2.7%          | 6.8%          | 1.8%          | 7.8%          | 0.9%          | 8.8%          |
| 宮崎県  | 2.9%          | 4.7%          | 2.2%          | 5.4%          | 1.4%          | 6.2%          | 0.7%          | 7.0%          |
| 鹿児島県 | 2.8%          | 4.6%          | 2.1%          | 5.3%          | 1.4%          | 6.1%          | 0.7%          | 6.9%          |
| 沖縄県  | 4.7%          | 7.9%          | 3.5%          | 9.2%          | 2.3%          | 10.6%         | 1.2%          | 11.9%         |
| 平均   | 3.4%          | 5.7%          | 2.6%          | 6.7%          | 1.7%          | 7.7%          | 0.9%          | 8.6%          |

# WEST 論文研究発表会 2013

表6は、表3で求められた逆転差額を解消する為に、最低賃金と生活保護それぞれで何割の負担を行うかをシミュレーションしたものである。次は表6を用いて現状からどの割合が最も望ましいのかを分析する。

## (5)最低賃金・生活保護制度改定後の逆転差額について

2013年度は、中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）が8月7日に示した答申「平成25年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考に、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金改定額の調査・審議が行われた。

答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経て正式に決定され、10月6日から11月上旬までに順次発効された。したがって、改定後の差額を知るために、2013年10月に改定された値を用いて再度計算を行った。

表7は今後行われる予定である生活保護水準の見直しについての概要を示したものである。

表7 生活扶助基準額の見直しについて

| 生活扶助基準額の見直しの具体例         |     |      |      |      |      |        |           |      |            |      |         |      |
|-------------------------|-----|------|------|------|------|--------|-----------|------|------------|------|---------|------|
|                         |     | 【現在】 |      |      |      |        | 【平成25年8月】 |      | 【平成27年度以降】 |      | (単位:万円) |      |
|                         |     | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教育扶助 | 合計①  | (医療扶助) | 生活扶助      | 合計②  | 生活扶助       | 合計③  | ②-①     | ③-①  |
| 夫婦と子1人<br>(30代20代4歳)    | 都市部 | 17.2 | 4.6  | -    | 21.8 | (7.6)  | 16.7      | 21.3 | 15.6       | 20.2 | △0.5    | △1.6 |
|                         | 町村部 | 13.6 | 1.6  | -    | 15.2 | (7.6)  | 13.3      | 14.9 | 12.8       | 14.4 | △0.3    | △0.8 |
| 夫婦と子2人<br>(40代夫婦と小・中学生) | 都市部 | 22.2 | 4.7  | 1.3  | 28.2 | (12.4) | 21.6      | 27.6 | 20.2       | 26.2 | △0.7    | △2.0 |
|                         | 町村部 | 17.7 | 1.9  | 1.3  | 20.9 | (12.4) | 17.2      | 20.4 | 16.2       | 19.4 | △0.5    | △1.5 |
| 70代以上<br>単身             | 都市部 | 7.7  | 3.6  | -    | 11.3 | (9.6)  | 7.6       | 11.2 | 7.4        | 10.9 | △0.1    | △0.3 |
|                         | 町村部 | 6.0  | 1.1  | -    | 7.1  | (9.6)  | 6.0       | 7.1  | 6.0        | 7.1  | △0.0    | △0.1 |
| 60代単身                   | 都市部 | 8.1  | 3.6  | -    | 11.7 | (8.3)  | 8.0       | 11.6 | 7.9        | 11.5 | △0.1    | △0.2 |
|                         | 町村部 | 6.3  | 1.1  | -    | 7.4  | (8.3)  | 6.3       | 7.4  | 6.4        | 7.5  | +0.0    | +0.1 |
| 70代以上<br>夫婦             | 都市部 | 11.4 | 4.2  | -    | 15.6 | (19.2) | 11.2      | 15.4 | 10.9       | 15.1 | △0.2    | △0.6 |
|                         | 町村部 | 9.0  | 1.3  | -    | 10.3 | (19.2) | 8.8       | 10.1 | 8.8        | 10.1 | △0.1    | △0.2 |
| 60代夫婦                   | 都市部 | 12.2 | 4.2  | -    | 16.4 | (16.5) | 12.0      | 16.2 | 11.7       | 15.9 | △0.2    | △0.5 |
|                         | 町村部 | 9.5  | 1.3  | -    | 10.8 | (16.5) | 9.5       | 10.8 | 9.5        | 10.8 | +0.0    | +0.0 |
| 41~59歳<br>単身            | 都市部 | 8.3  | 3.6  | -    | 11.9 | (6.4)  | 8.2       | 11.8 | 7.9        | 11.5 | △0.1    | △0.4 |
|                         | 町村部 | 6.4  | 1.1  | -    | 7.5  | (6.4)  | 6.4       | 7.5  | 6.4        | 7.5  | △0.0    | △0.0 |
| 20~40歳<br>単身            | 都市部 | 8.5  | 3.6  | -    | 12.1 | (3.5)  | 8.3       | 11.9 | 7.8        | 11.4 | △0.2    | △0.7 |
|                         | 町村部 | 6.6  | 1.1  | -    | 7.7  | (3.5)  | 6.5       | 7.6  | 6.3        | 7.4  | △0.1    | △0.3 |
| 母と子1人<br>(30代・4歳)       | 都市部 | 15.0 | 4.2  | -    | 19.1 | (5.1)  | 14.7      | 18.9 | 14.1       | 18.3 | △0.3    | △0.8 |
|                         | 町村部 | 12.0 | 1.3  | -    | 13.3 | (5.1)  | 11.9      | 13.2 | 11.7       | 13.0 | △0.1    | △0.3 |

生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。住宅扶助と医療扶助は平成22年度平均に基づき計上した。これらの世帯類型で生活保護受給世帯全体の約8割を占める(例示にある個別の年齢構成がでないことには留意)。端数処理により合計差額が一致しないことがある。 5

生活保護給付額は、2013年に行われた厚生労働省の議論の結果、今年度から3年をかけ生活扶助基準額が見直されることになった。そこで、3年後の2015年に適応される生活扶助基準額を

# WEST 論文研究発表会 2013

用いて再度計算を行う。生活保護基準額改定後、都市部は 7000 円、町村部は 3000 円を引き下げるとされている。

ここでの計算の場合は、県庁所在地(1 級地-1,1 級地-2,2 級地-1)であるため都市部とみなし、生活保護費改定以前の生活保護受給額から 7000 円を差し引いた値を算出した。2013 年 10 月に改定された最低賃金から、2015 年度に見直される生活保護受給額を引いた値がマイナスとなれば逆転現象が起きているといえる。

表 8 は、最新の最低賃金時給と、今後行われる生活保護水準を用いて求めた新たな逆転差額について示す。

表 8 2013 年 10 月適用の最低賃金と生活保護水準見直し後の逆転差額

| ①単身世帯(20~40) | 都道府県 | 県庁所在地 | 最低賃金改定(10月) | 最低賃金月収(10月) | 生活保護受給額(月) | 生活保護費改正後(8月) | 最低賃金-生活保護費 | 生保改正後差額 |
|--------------|------|-------|-------------|-------------|------------|--------------|------------|---------|
| 北海道          | 札幌   |       | 734         | 108,306     | 121,440    | 114,440      | -13,134    | -6,134  |
| 青森県          | 青森   |       | 665         | 98,125      | 111,678    | 104,678      | -13,553    | -6,553  |
| 岩手県          | 盛岡   |       | 665         | 98,125      | 106,625    | 99,625       | -8,500     | -1,500  |
| 宮城県          | 仙台   |       | 696         | 102,699     | 118,888    | 111,888      | -16,189    | -9,189  |
| 秋田県          | 秋田   |       | 665         | 98,125      | 110,810    | 103,810      | -12,685    | -5,685  |
| 山形県          | 山形   |       | 665         | 98,125      | 107,865    | 100,865      | -9,740     | -2,740  |
| 福島県          | 福島   |       | 675         | 99,600      | 104,393    | 97,393       | -4,793     | 2,207   |
| 茨城県          | 水戸   |       | 713         | 105,208     | 106,096    | 99,096       | -888       | 6,112   |
| 栃木県          | 宇都宮  |       | 718         | 105,945     | 109,635    | 102,635      | -3,690     | 3,310   |
| 群馬県          | 前橋   |       | 707         | 104,322     | 111,150    | 104,150      | -6,828     | 172     |
| 埼玉県          | さいたま |       | 785         | 115,832     | 132,178    | 125,178      | -16,346    | -9,346  |
| 千葉県          | 千葉   |       | 777         | 114,651     | 129,315    | 122,315      | -14,664    | -7,664  |
| 東京都          | 東京   |       | 869         | 128,226     | 142,900    | 135,900      | -14,674    | -7,674  |
| 神奈川県         | 横浜   |       | 868         | 128,079     | 142,900    | 135,900      | -14,821    | -7,821  |
| 新潟県          | 新潟   |       | 701         | 103,437     | 113,940    | 106,940      | -10,503    | -3,503  |
| 富山県          | 富山   |       | 712         | 105,060     | 106,649    | 99,649       | -1,589     | 5,411   |
| 石川県          | 金沢   |       | 704         | 103,880     | 110,298    | 103,298      | -6,418     | 582     |
| 福井県          | 福井   |       | 701         | 103,437     | 104,390    | 97,390       | -953       | 6,047   |
| 山梨県          | 甲府   |       | 706         | 104,175     | 103,850    | 96,850       | 324        | 7,324   |
| 長野県          | 長野   |       | 713         | 105,208     | 107,351    | 100,351      | -2,143     | 4,857   |
| 岐阜県          | 岐阜   |       | 724         | 106,831     | 110,630    | 103,630      | -3,799     | 3,201   |
| 静岡県          | 静岡   |       | 749         | 110,520     | 118,298    | 111,298      | -7,779     | -779    |
| 愛知県          | 名古屋  |       | 780         | 115,094     | 121,778    | 114,778      | -6,684     | 316     |
| 三重県          | 津    |       | 737         | 108,749     | 107,507    | 100,507      | 1,242      | 8,242   |
| 滋賀県          | 大津   |       | 730         | 107,716     | 111,065    | 104,065      | -3,349     | 3,651   |
| 京都府          | 京都   |       | 773         | 114,061     | 130,085    | 123,085      | -16,024    | -9,024  |
| 大阪府          | 大阪   |       | 819         | 120,849     | 131,200    | 124,200      | -10,351    | -3,351  |
| 兵庫県          | 神戸   |       | 761         | 112,290     | 128,385    | 121,385      | -16,095    | -9,095  |
| 奈良県          | 奈良   |       | 710         | 104,765     | 113,588    | 106,588      | -8,823     | -1,823  |
| 和歌山県         | 和歌山  |       | 701         | 103,437     | 108,025    | 101,025      | -4,588     | 2,412   |

# WEST 論文研究発表会 2013

|      |     |     |         |         |         |         |        |
|------|-----|-----|---------|---------|---------|---------|--------|
| 山梨県  | 甲府  | 706 | 104,175 | 103,850 | 96,850  | 324     | 7,324  |
| 長野県  | 長野  | 713 | 105,208 | 107,351 | 100,351 | -2,143  | 4,857  |
| 岐阜県  | 岐阜  | 724 | 106,831 | 110,630 | 103,630 | -3,799  | 3,201  |
| 静岡県  | 静岡  | 749 | 110,520 | 118,298 | 111,298 | -7,779  | -779   |
| 愛知県  | 名古屋 | 780 | 115,094 | 121,778 | 114,778 | -6,684  | 316    |
| 三重県  | 津   | 737 | 108,749 | 107,507 | 100,507 | 1,242   | 8,242  |
| 滋賀県  | 大津  | 730 | 107,716 | 111,065 | 104,065 | -3,349  | 3,651  |
| 京都府  | 京都  | 773 | 114,061 | 130,085 | 123,085 | -16,024 | -9,024 |
| 大阪府  | 大阪  | 819 | 120,849 | 131,200 | 124,200 | -10,351 | -3,351 |
| 兵庫県  | 神戸  | 761 | 112,290 | 128,385 | 121,385 | -16,095 | -9,095 |
| 奈良県  | 奈良  | 710 | 104,765 | 113,588 | 106,588 | -8,823  | -1,823 |
| 和歌山県 | 和歌山 | 701 | 103,437 | 108,025 | 101,025 | -4,588  | 2,412  |
| 鳥取県  | 鳥取  | 664 | 97,977  | 107,158 | 100,158 | -9,181  | -2,181 |
| 島根県  | 松江  | 664 | 97,977  | 103,860 | 96,860  | -5,883  | 1,117  |
| 岡山県  | 岡山  | 703 | 103,732 | 115,751 | 108,751 | -12,019 | -5,019 |
| 広島県  | 広島  | 733 | 108,159 | 123,744 | 116,744 | -15,585 | -8,585 |
| 山口県  | 山口  | 701 | 103,437 | 105,757 | 98,757  | -2,320  | 4,680  |
| 徳島県  | 徳島  | 666 | 98,272  | 99,505  | 92,505  | -1,233  | 5,767  |
| 香川県  | 高松  | 666 | 101,224 | 107,336 | 100,336 | -6,112  | 888    |
| 愛媛県  | 松山  | 666 | 98,272  | 108,198 | 101,198 | -9,926  | -2,926 |
| 高知県  | 高知  | 664 | 97,977  | 106,086 | 99,086  | -8,109  | -1,109 |
| 福岡県  | 福岡  | 712 | 105,060 | 115,410 | 108,410 | -10,350 | -3,350 |
| 佐賀県  | 佐賀  | 664 | 97,977  | 102,335 | 95,335  | -4,357  | 2,643  |
| 長崎県  | 長崎  | 664 | 97,977  | 105,250 | 98,250  | -7,273  | -273   |
| 熊本県  | 熊本  | 664 | 97,977  | 105,430 | 98,430  | -7,453  | -453   |
| 大分県  | 大分  | 664 | 97,977  | 105,757 | 98,757  | -7,780  | -780   |
| 宮崎県  | 宮崎  | 664 | 97,977  | 103,854 | 96,854  | -5,877  | 1,123  |
| 鹿児島県 | 鹿児島 | 665 | 98,125  | 103,853 | 96,853  | -5,728  | 1,272  |
| 沖縄県  | 那覇  | 664 | 97,977  | 109,062 | 102,062 | -11,065 | -4,065 |

表8の結果、生活保護制度改定前での差額は全国47都道府県中45都道府県でマイナスとなり逆転現象が見られたが、改定後は18県における逆転現象が解消しており、最低賃金の引き上げ及び生活保護費の引き下げの効果は確認できるが、全都道府県での解消実現には程遠いのが現状である。

前述したように、最低賃金は引き上げられ、生活保護給付額は引き下げられたのにも関わらず、対象を20～40歳の単身世帯にすると、全国で逆転現象は解消していない。そこで以降の分析では、2013年10月に適用された最低賃金と、2015年度にかけて引き下げられる生活保護水準を考慮した上で、全国で逆転現象を解消するために必要な水準について分析していく。

## (6)逆転解消シミュレーション

最低賃金額、生活保護費の見直しで逆転差額がどの程度減ったのかは(5)で明らかになった。したがって、次に本稿は、見直された逆転差額が独自に行ったシミュレーションの値にどのようにあてはまるかを確認した。

方法は以下のとおりである。

第一に、改定前の段階の逆転差額を求める。これは、次式によって求められる。

$$\text{最低賃金(時給)} - \text{生活保護(1時間あたり)} = \text{乖離額}$$

第二に、改定額とシミュレーションで求めた割合を比較し、最も近い値を示した割合を求める。このとき、改定後、逆転現象は解消されたが、その解消額がもっとも小さい都道府県を基準に求めている。今回は群馬県である。

第三に、理想値と実際の額を比較し逆転現象を解消するには、あとどの程度最低賃金を引き上げ、生活保護費を引き下げる必要があるか、その値を求める。

# WEST 論文研究発表会 2013

次に、表9は上述の手順で得られた、最新の逆転差額解消のために必要な生活保護給付額と最低賃金の時給額について示す。

表9 最新逆転解消シミュレーション (色付けしている部分は逆転現象が解消した県)

| 都道府県 | 8:2           |               |                 |                | 8:2負担した場合の実際額   |                | 改定後額(2013)       |      | シミュレーションとの比較            |      |
|------|---------------|---------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|------|-------------------------|------|
|      | 生活保護<br>引き下げ率 | 最低賃金<br>引き上げ率 | 生活保護費<br>(2012) | 最低賃金<br>(2012) | 生活保護費<br>(引き下げ) | 最低賃金<br>(引き上げ) | 生活保護費<br>(-7000) | 最低賃金 | 生活保護費<br>(7000-理想<br>値) | 最低賃金 |
| 北海道  | 10.1%         | 2.9%          | 121,440         | 719            | 12,278          | 20.8           | 114,440          | 734  | -5,278                  | 5.8  |
| 青森県  | 10.9%         | 3.1%          | 111,678         | 654            | 12,141          | 20.6           | 104,678          | 665  | -5,141                  | 9.8  |
| 岩手県  | 7.7%          | 2.1%          | 106,625         | 653            | 8,217           | 13.9           | 99,625           | 665  | -1,217                  | 8.8  |
| 宮城県  | 12.0%         | 3.5%          | 118,888         | 685            | 14,250          | 24.1           | 111,888          | 696  | -7,250                  | 9.8  |
| 秋田県  | 10.3%         | 3.0%          | 110,810         | 654            | 11,446          | 19.4           | 103,810          | 665  | -4,446                  | 9.8  |
| 山形県  | 8.4%          | 2.4%          | 107,865         | 654            | 9,090           | 15.4           | 100,865          | 665  | -2,090                  | 9.8  |
| 福島県  | 4.9%          | 1.3%          | 104,393         | 664            | 5,133           | 8.7            | 97,393           | 675  | 1,867                   | 9.8  |
| 茨城県  | 2.2%          | 0.6%          | 106,096         | 699            | 2,363           | 4.0            | 99,096           | 713  | 4,637                   | 6.8  |
| 栃木県  | 4.1%          | 1.1%          | 109,635         | 705            | 4,486           | 7.6            | 102,635          | 718  | 2,514                   | 7.8  |
| 群馬県  | 6.1%          | 1.6%          | 111,150         | 696            | 6,761           | 11.5           | 104,150          | 707  | 239                     | 9.8  |
| 埼玉県  | 11.1%         | 3.2%          | 132,178         | 771            | 14,730          | 25.0           | 125,178          | 785  | -7,730                  | 6.8  |
| 千葉県  | 11.0%         | 3.2%          | 129,315         | 756            | 14,210          | 24.1           | 122,315          | 777  | -7,210                  | -0.2 |
| 東京都  | 9.8%          | 2.8%          | 142,900         | 850            | 13,982          | 23.7           | 135,900          | 869  | -6,982                  | 1.8  |
| 神奈川県 | 9.9%          | 2.8%          | 142,900         | 849            | 14,100          | 23.9           | 135,900          | 868  | -7,100                  | 1.8  |
| 新潟県  | 8.6%          | 2.4%          | 113,940         | 689            | 9,818           | 16.6           | 106,940          | 701  | -2,818                  | 8.8  |
| 富山県  | 2.5%          | 0.7%          | 106,649         | 700            | 2,687           | 4.6            | 99,649           | 712  | 4,313                   | 8.8  |
| 石川県  | 5.8%          | 1.6%          | 110,298         | 693            | 6,434           | 10.9           | 103,298          | 704  | 566                     | 9.8  |
| 福井県  | 2.0%          | 0.5%          | 104,390         | 690            | 2,061           | 3.5            | 97,390           | 701  | 4,939                   | 9.8  |
| 山梨県  | 1.0%          | 0.3%          | 103,850         | 695            | 1,039           | 1.8            | 96,850           | 706  | 5,961                   | 9.8  |
| 長野県  | 3.0%          | 0.8%          | 107,351         | 700            | 3,249           | 5.5            | 100,351          | 713  | 3,751                   | 7.8  |
| 岐阜県  | 3.9%          | 1.0%          | 110,630         | 713            | 4,338           | 7.3            | 103,630          | 724  | 2,662                   | 9.8  |
| 静岡県  | 6.7%          | 1.8%          | 118,298         | 735            | 7,875           | 13.3           | 111,298          | 749  | -875                    | 6.8  |
| 愛知県  | 6.5%          | 1.8%          | 121,778         | 758            | 7,944           | 13.5           | 114,778          | 780  | -944                    | -1.2 |
| 三重県  | 0.5%          | 0.1%          | 107,507         | 724            | 541             | 0.9            | 100,507          | 737  | 6,459                   | 7.8  |
| 滋賀県  | 3.9%          | 1.0%          | 111,065         | 716            | 4,332           | 7.3            | 104,065          | 730  | 2,668                   | 6.8  |
| 京都府  | 11.1%         | 3.2%          | 130,085         | 759            | 14,472          | 24.5           | 123,085          | 773  | -7,472                  | 6.8  |
| 大阪府  | 8.0%          | 2.2%          | 131,200         | 800            | 10,524          | 17.8           | 124,200          | 819  | -3,524                  | 1.8  |
| 兵庫県  | 11.1%         | 3.2%          | 128,385         | 749            | 14,292          | 24.2           | 121,385          | 761  | -7,292                  | 8.8  |
| 奈良県  | 7.4%          | 2.0%          | 113,588         | 699            | 8,357           | 14.2           | 106,588          | 710  | -1,357                  | 9.8  |
| 和歌山県 | 4.6%          | 1.2%          | 108,025         | 690            | 4,969           | 8.4            | 101,025          | 701  | 2,031                   | 9.8  |
| 鳥取県  | 8.1%          | 2.2%          | 107,158         | 653            | 8,643           | 14.6           | 100,158          | 664  | -1,643                  | 9.8  |
| 島根県  | 5.9%          | 1.6%          | 103,860         | 652            | 6,122           | 10.4           | 96,860           | 664  | 878                     | 8.8  |
| 岡山県  | 9.5%          | 2.7%          | 115,751         | 691            | 11,031          | 18.7           | 108,751          | 703  | -4,031                  | 8.8  |
| 広島県  | 11.4%         | 3.3%          | 123,744         | 719            | 14,121          | 23.9           | 116,744          | 733  | -7,121                  | 6.8  |
| 山口県  | 3.0%          | 0.8%          | 105,757         | 690            | 3,154           | 5.3            | 98,757           | 701  | 3,946                   | 9.8  |
| 徳島県  | 2.4%          | 0.6%          | 99,505          | 654            | 2,402           | 4.1            | 92,505           | 666  | 4,598                   | 8.8  |
| 香川県  | 5.9%          | 1.6%          | 107,336         | 674            | 6,306           | 10.7           | 100,336          | 686  | 694                     | 8.8  |
| 愛媛県  | 8.9%          | 2.5%          | 108,198         | 654            | 9,593           | 16.3           | 101,198          | 666  | -2,593                  | 8.8  |
| 高知県  | 2.0%          | 0.5%          | 106,086         | 652            | 2,119           | 3.3            | 99,086           | 664  | 4,881                   | 8.8  |
| 福岡県  | 13.2%         | 4.0%          | 115,410         | 701            | 15,245          | 27.7           | 108,410          | 712  | -8,245                  | 9.8  |
| 佐賀県  | 4.7%          | 1.2%          | 102,335         | 653            | 4,784           | 8.1            | 95,335           | 664  | 2,216                   | 9.8  |
| 長崎県  | 6.8%          | 1.8%          | 105,250         | 653            | 7,117           | 12.1           | 98,250           | 664  | -117                    | 9.8  |
| 熊本県  | 6.9%          | 1.9%          | 105,430         | 653            | 7,261           | 12.3           | 98,430           | 664  | -261                    | 9.8  |
| 大分県  | 7.1%          | 2.0%          | 105,757         | 653            | 7,522           | 12.7           | 98,757           | 664  | -522                    | 9.8  |
| 宮崎県  | 5.8%          | 1.6%          | 103,854         | 653            | 6,000           | 10.2           | 96,854           | 664  | 1,000                   | 9.8  |
| 鹿児島県 | 5.7%          | 1.5%          | 103,853         | 654            | 5,881           | 10.0           | 96,853           | 665  | 1,119                   | 9.8  |
| 沖縄県  | 9.3%          | 2.6%          | 109,062         | 653            | 10,166          | 17.2           | 102,062          | 664  | -3,166                  | 9.8  |

群馬県を基準に考えた場合、2013年10月に行われた最低賃金の改定と今後行われる生活保護水準の見直しは、生活保護給付額の引き下げ率と最低賃金の引き上げ率が、8:2に近似するという生活保護卓越型の結果が得られた。実額にして生活保護はあと月額2,000~7000円前後引き下げ、最低賃金は時給2~10円ほど引き上げなければならない。以上の分析結果を元に、次に政策提言を行う。

## WEST 論文研究発表会 2013

# 4. 逆転現象の解消のために

最低賃金と生活保護の逆転現象の解消の為、2013年10月に最低賃金の改定が適用され、2015年度までの3年間をかけて生活保護給付額を引き下げることが決定された。厚生労働省は以上の2つの施策により、全国で逆転現象は解消されるとしているが、対象世帯は12～19歳の単身世帯である。

より就労に関連のある20～40歳の単身世帯へと対象を変えると、改定後も27都道府県で依然逆転現象は存在するという結果が得られた。最低賃金の引き上げと生活保護給付額の引き下げによって逆転現象が解消し、差額が最も小さい群馬県を標準とすると、現在の施策は、生活保護引き下げ率：最低賃金引き上げ率＝8：2という比率に近似する結果が得られた。

したがって依然逆転現象が存在すると予想される都道府県について、8：2の比率で逆転現象を解消しようと試みると、埼玉県的生活保護給付額7,730円の引き下げ、最低賃金が6.8円の引き上げが最大という結果が得られた。全国一律で生活保護給付額の引き下げ、最低賃金の引き上げを行うとすると、額が最大である埼玉県を標準とした施策が必要であり、その施策により逆転現象が全国で解消するといえる。

しかし、埼玉県を標準とした全国一律の生活保護の引き下げ、最低賃金の引き上げを行うとすると、生活保護給付額を最低賃金が大きく上回る県が出現し、企業への雇用や被保護者の生活にも大きく影響する可能性が出てくることは否めない。また雇用条件や最低生活の基準は、都市圏と町村部で大きく異なることから、逆転現象の解消を焦点にあてた施策を行うためには、都道府県ごとに生活保護給付額の引き下げ、最低賃金の引き上げの適用レベルを調整することにより、そのリスクは軽減できると考える。具体的には表9で示した額を、都道府県それぞれに適用するという形が最も望ましい。

全ての日本国民が健康的に就労し、また最低限度の生活が営める社会作りのため、以上を真の逆転現象の解消に向けての政策提言とする。

# WEST 論文研究発表会 2013

## 【参考文献】

### 《先行論文》

- ・阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義(2008)『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- ・安部由紀子・玉田桂子(2007)「最低賃金・生活保護額の地域差に関する考察」『日本労働研究雑誌』49巻 第563号 pp.31-47
- ・石橋敏郎・長千春・坂口昌宏(2009)「生活保護給付水準に関する最近の動向について-高齢加算・母子加算廃止、生活扶助基準の引き下げ、自立支援プログラムにおける稼働能力活用要件-」『熊本県立大学 アドミネストレーション』16巻2号 p 21-85
- ・内藤雄太(2011)「最低賃金制の効果に対する研究動向」『大手前大学』pp.132-144
- ・駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護」『三田商学研究』46巻3号 p 107-126
- ・志賀信夫(2011)「生活保護法における「理念」と「運営」」『市橋研究』2,3合併号 p.17-33
- ・道中隆・杉本正(2006)「生活保護における最低生活費と就労インセンティブ-被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性-」『帝塚山大学心理福祉学部紀要 2』p 97-120

### 《参考文献》

- ・産経新聞 2012/08/23

### 《データ出典》

- ・厚生労働省『母子加算の見直し』  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000033ax-img/2r985200000033hz.pdf#search=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E5%8A%A0%E7%AE%97+%E5%BB%83%E6%AD%A2>
- ・厚生労働省『生活保護基準の体系等について』  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001d2yo-att/2r9852000001d31w.pdf#search=%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%81%AE%E4%BD%93%E7%B3%BB>
- ・自民党HP  
[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/recapture/pdf/062.pdf#search=%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A+%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/recapture/pdf/062.pdf#search=%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A+%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7)
- ・厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iwpc.html>
- ・地域別最低賃金の改正手続きの流れ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iwpc-att/2r9852000002ixbd.pdf>  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iwpc.html>
- ・厚生労働省  
『<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002udvb-att/2r9852000002uf0t.pdf#search=%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>』